

小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

小規模多機能型ホームみつば

(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

稲敷市指定 第 0892900036 号

当事業所は、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆☆ 目次 ☆☆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付
7. 運営推進会議
8. 協力医療機関・バックアップ施設
9. 緊急時の対応
10. 事故発生時の対応方法
11. サービス提供の記録と個人情報保護
12. 防災対策
13. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 河内厚生会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県稲敷郡河内町生板横間 8907 番地 |
| (3) 電話番号 | 0297-84-0311 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 秋山 義継 |
| (5) 設立年月日 | 平成12年11月27日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 稲敷市指定地域密着型介護サービス事業所第 0892900036 号
 指定年月日 平成23年 4月 1日
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、利用者様が住み慣れた地域とご自宅で可能な限り暮らし続けていくための生活支援を目的に、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせた介護サービスを提供いたします。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型ホームみつば
- (4) 事業所の所在地 茨城県稲敷市光葉11-22
- (5) 電話番号 0299-94-7831
 FAX 0299-94-7832
- (6) 管理者氏名 四ツ谷 喜美子
- (7) 運営方針 利用者様一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう支援します。
 地域住民との交流や地域活動の場を通して社会活動への参加を図ります。
 利用者様の心身状況、生活上のご希望、住み慣れた住環境等を踏まえて、通い・泊り・訪問のサービスを組み合わせる上で日々の暮らしを支援します。
 日々の暮らしの中で生活機能訓練を行ない利用者様が可能な限りご自宅での生活を続けていくことができるよう支援します。
- (8) 開設年月日 平成23年 4月 1日
- (9) 登録定員 29名（通いサービス定員18名、宿泊サービス定員9名）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しております。
 宿泊サービスに利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	全室個室 全9室 (ベッド・冷暖房完備)
居間・食堂	56.48㎡
台 所	19.87㎡
浴 室	一般浴室
消防設備	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機 非常用照明、誘導等、消火器、スプリンクラー

※上記は、厚生労働省が定める基準により、小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 茨城県稲敷市

※当施設は地域密着型介護事業所のため稲敷市の介護保険証をお持ちの方のみがご利用になれます。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日（年中無休）	
通いサービス	日曜日から土曜日（基本時間）	6時～21時
訪問サービス	日曜日から土曜日（基本時間）	24時間
宿泊サービス	日曜日から土曜日（基本時間）	16時～ 9時

※受付・相談については、9：00～17：00までです。

4. 職員の配置状況

当事業所は指定人員配置基準を遵守し、利用者様に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の職種	常勤	指定基準	職務内容
管理者	1名	1名	事業内容の調整
介護支援専門員	1名	1名	サービスの調整・相談業務
看護職員	1名	1名	健康チェック等の医療業務
介護職員	6名以上	7名	日常生活の介護・相談業務

<主な職種の勤務体制>

職員の職種	勤務体制	
管理者	勤務時間	8：30～17：30
介護支援専門員	勤務時間	8：30～17：30
看護職員	勤務時間	8：30～17：30
介護職員	早番	7：00～16：00
	日勤	8：30～17：30
	遅番	10：00～19：00
	夜勤	17：00～10：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供いたします。

提供するサービスについては、次の2つがあります。

- ◀ 1 ▶ 介護保険給付サービス
利用料金が介護保険から給付されるサービスです。

- ◀ 2 ▶ 介護保険給付対象外サービス（実費）
利用料金の全額を利用者様にご負担いただくサービスです。

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスについて、利用料金が介護保険から給付（通常9割）され、利用者様の自己負担は費用全体の一定割合に応じた金額（通常1割または2割）となります。

給付の割合は、市が決定するものとします。

サービスの内容をどのような頻度、内容で実施するのかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画で定めます。

<サービスの概要>

◎通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や生活機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者様が料理することもできます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・ 利用者様の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ 利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

◎訪問サービス

- ・ 利用者のご自宅にお伺いし、使用者の状態や必要性に合わせて定期又は随時に日常生活上に必要な移動・排泄・着脱等の介護及び家事援助等をします。
- ・ 訪問時には、健康チェック（顔色や意識、心身の状況等）を行います。
- ・ 訪問サービス実施の為に必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他利用者若しくはその家族等に行う迷惑行為

◎宿泊サービス

当事業所にご宿泊の上、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や生活機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉

◎通い、訪問、宿泊（介護費用分）全てを含んだ1ヶ月単位の定額制です。

料金表

	要介護度別	要支援 1	要支援 2	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
日割り	1割負担額 (2割負担額)	113円 (226円)	229円 (458円)	344円 (688円)	506円 (1,012円)	735円 (1,470円)	812円 (1,624円)	895円 (1,790円)
月額	サービス利用 自己負担額 (2割負担額)	3,450円 (6,900円)	6,972円 (13,944円)	10,458円 (20,916円)	15,370円 (30,740円)	22,359円 (44,718円)	24,677円 (49,354円)	27,209円 (54,418円)

- ☆ 令和3年度介護報酬改正にともない、上記の金額に地域区分7級地として10.17をかけた金額になります。
- ☆ 料金は月額です。利用者様の体調不良や身体状況の変化等により介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合や、介護計画に定めた日よりも利用が多かった場合でも、日割りでの割引又は増額は致しません。
- ☆ 月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。
※登録日・・・契約締結日ではなくサービスを開始した日
- ☆ 月の途中で要介護度（要支援）が変更になった場合は、認定有効期間に応じた日割り料金となります。
- ☆ 介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用者様の自己負担額を変更いたします。

◎その他の加算（自己負担額）

項目	金額	算定条件
総合マネジメント体制強化加算	1,200円	月額 利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職や看護職員等の多種協働により、随時適切に見直しを行っていること。 地域における活動への参加の機会が確保されていること。
訪問体制強化加算	1,000円	
初期加算	30円	日額 利用を開始した日から30日間 病院に1ヶ月以上入院した後に利用を再開した場合
看取り連携体制加算	64円	死亡日から死亡日前30日以下まで
認知症加算	I 760円	月額 認知症自立度がⅢ・Ⅳ・Ⅴと判定された方 要介護2で認知症自立度がⅡと判定された方
	II 460円	
看護職員配置加算	I 900円	月額 常勤の看護師を1名以上配置した場合 常勤の准看護師を1名以上配置した場合
	II 700円	
処遇改善加算	II 14.6%	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数
人件費割合(1単位)	×10.17	地域区分7級地

- 認知症自立度は、要介護認定の際に使用した主治医意見書をもとに判定します。
- 月額となっている加算料金は、日割り計算の場合でも月額料金をいただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービス（実費）

次のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

項目	金額	摘要
宿泊費	1,500円 1泊	寝具代・水道光熱費・施設利用料
食事代	朝 350円	1食 おやつ代含む(令和5年 6月1日～改定)
	昼 600円	
	夕 550円	
	おやつ 50円	
	自己負担	実費相当
入浴消耗品費	50円 1回	石鹸・シャンプー代
洗濯代	200円 1回	
行事参加費	200円 月額	レクリエーションの材料費等（参加者を対象）
電気製品持込使用料	30円 日額	電気製品1つにつき加算
エアーマット電気代	20円 日額	エアーマット使用時
理美容サービス	実費相当	
病院受診送迎代	実費相当	5km まで1,840円、以降1km 毎に20円を加算
送迎代(通所時以外)	実費相当	病院受診以外で外出した場合 金額計算は病院受診と同額
訪問サービス交通費	実費相当	訪問サービスで買い物支援をした場合 1km 毎に20円

- ☆ 他に、当施設で個人に対して立替を行なった場合は、実費相当額としてご請求させていただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、相当な額に変更することがあります。変更をする場合には、1ヶ月前までにご説明いたします。
- ☆ 宿泊費は、21時～翌朝6時の間にご利用された場合に算定いたします。
16時～21時と6時～9時の間のご利用は通いサービスとしてお取扱いをさせていただきます。宿泊費の算定例は下記のとおりです。

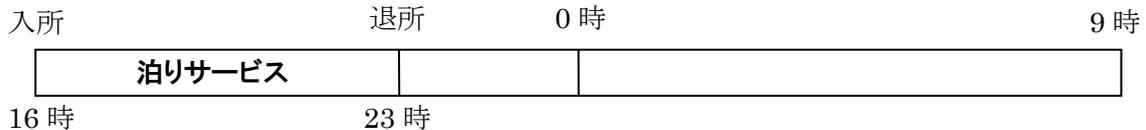
【例1】 10時に入所し、翌夕16時に退所した場合……1泊分の宿泊費をいただきます。



【例2】 10時に入所し、23時に退所した場合……1泊分の宿泊費をいただきます。



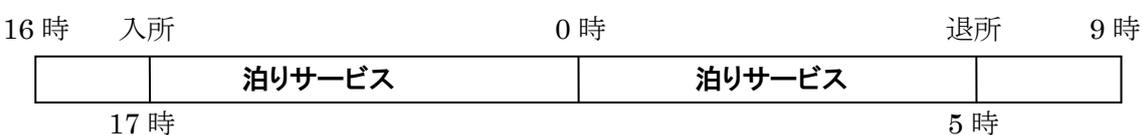
【例3】 16時に入所し、23時に退所した場合……1泊分の宿泊費をいただきます。



【例4】 16時に入所し、21時に退所した場合……通いサービスでのお取扱いとなります。



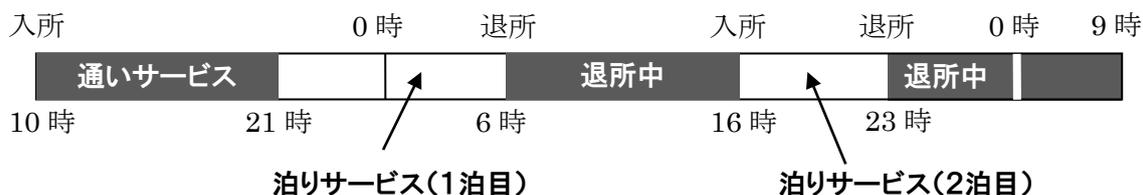
【例5】 17時に入所し、翌朝5時に退所した場合……1泊分の宿泊費をいただきます。



【例6】 深夜1時に入所後、同日の朝6時に一度退所。再び同時の夕16時に入所し、同日の23時までご利用した場合……宿泊費は「1泊分」です。

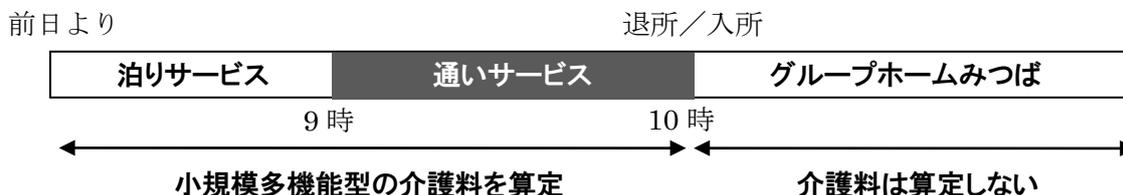


【例7】 10時に入所し翌朝6時に一度退所。再び同日の夕16時に再び入所し、同日の23時までご利用した場合……宿泊費は「2泊分」です。



- ☆ 21時までの通いサービスをご利用中に、やむを得ない理由により当施設へのお迎えが21時を過ぎてしまった場合、宿泊費の算定は行ないません。また、当施設の都合により送迎時刻が21時を過ぎてしまった場合も宿泊費の算定は行ないません。なお、お迎え及び送迎の時刻が21時を過ぎる場合は、事前にご連絡をするものとします。
- ☆ 小規模多機能型居宅介護サービスを受けている方が、同日中にグループホームみつばに入所された場合、グループホームみつばの介護サービス費（介護保険1割負担分）のご請求はいたしません。その他の利用料（家賃・食材料費・水道光熱費・共益費は日割り計算分）につきましては、グループホームに入所した同日よりご請求させていただきます。

【例】 4月10日午前10時に小規模多機能型ホームみつばの通い(泊り)サービスを退所(利用終了)し、そのままグループホームみつばに入所した場合。



(3) 利用料金のお支払い方法

前記《1》、《2》の利用料金は1ヶ月ごとに計算し、毎月15日までに発行いたします。利用料金は次のお支払い方法により翌月15日までにお支払い下さい。

【銀行振り込みの場合】

筑波銀行	竜ヶ崎東支店	普通	1086634
社会福祉法人 河内厚生会 理事長 秋山 義継			

- ☆ 口座振替をご希望の方は、専用の申込用紙にご記入ください。
口座振替は、全国の金融機関・ゆうちょ銀行・農協がご利用になれます。
なお、口座振替開始まで、お手続きに1ヶ月～2ヶ月程お時間が掛かりますのでご了承ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

サービスをご利用する際は事前にご家族・ご利用者様とご相談の上、月間計画を作成します。サービスは原則として、月間計画に沿って提供しますが、計画されたサービス内容について中止・変更・追加をご希望される場合は次の点をご留意ください。

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時間にサービスに提供が出来ない場合、他の利用可能日時間をご提示の上、協議いたします。
- ☆ 利用を中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する際は、緊急時等やむを得ない場合を除き、原則としてサービス実施の前日までに事業所へ申し出てください。
- ☆ 利用予定日の前日まで中止・変更・追加の申し出があった場合も、介護保険給付サービスについては、1ヶ月ごとの定額制のため、利用料金は変更されません。ただし、介護保険給付対象外サービス（実費）については、利用予定日前日までのお申出がなく、ご利用当日に中止のお申出をされた場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
 - ・ 利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・無料
 - ・ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合・・・自己負担相当額の50%

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護計画は、利用者様の心身状況、日常生活上のご希望及び住環境、ご契約者（ご家族）のご要望等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて作成いたします。

事業者は、この介護計画を踏まえ、適切にサービスを提供し、ご契約者（ご家族）・ご利用者様と協議を重ねた上で小規模多機能型居宅介護計画をより活用できるよう、見直しを図ってまいります。また、その実施状況を評価し、その時のニーズに合わせた介護計画の作成を行いません。なお、介護計画の内容及び、評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付いたします。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所に於ける苦情や相談の受付は、下記の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口	
窓口名称	介護施設 みつば
担当者	小規模管理者 四ツ谷 喜美子（解決責任者） グループホーム管理者 藤ヶ崎 瞳（苦情処理係）
受付時間	常時
電話番号	0299-94-7831（みつば） 0297-84-0311（法人本部）

又、苦情受付ボックスを事業所玄関に設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

稲敷市役所 保険福祉部 高齢福祉課	029-892-2000
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険苦情相談室	029-301-1561

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けするため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	2ヶ月に1回開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備え下記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しております。

【協力医療機関】

江戸崎病院	茨城県稲敷市阿波1299 TEL 029-894-2611
美浦中央病院	茨城県稲敷郡美浦村大字宮地596 TEL 029-885-3555

当事業所が災害・食中毒・その他の要因によりサービスの提供機能を失った場合に備え下記の関連機関を一時的なバックアップ施設として連携体制を整備しております。

【バックアップ施設】

特別養護老人ホーム あじさい苑	茨城県稲敷郡河内町生板8907 TEL 0297-84-0311
介護老人保健施設 もえぎ野	茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台1-1-8 TEL 0297-84-6081

9. 緊急時の対応方法

小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医の医師・救急隊、またはあらかじめ当事業所が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、ご契約者が予め指定する連絡先にもご連絡します。

10. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・ご契約者の家族等に連絡を行なうとともに、適切及び必要な措置を講じます。
また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、不可抗力による場合を除き損害賠償を速やかに行います。但し、事業所の責に着すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

11. サービス提供の記録と個人情報保護

- (1) 当事業所は介護サービスの提供記録を行なうこととし、その記録はその完結の日から5年間保存します。
- (2) ご契約者は、当事業所に対して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 当事業所は、法人で定める個人情報管理規定及びプライバシーポリシーに基づき、個人情報の保護に努めます。

12. 防災対策

当事業所は、災害の発生に備え利用者様の安全確保を第一に防災対策を講じます。災害発生時には、当事業所の防災計画に沿って行動し、行政・地域・医療機関・法人関連施設・ご家族と連携を計った上で、利用者様の救援に努めます。また、日頃より防災への意識を持ち避難訓練等を行ないます。

火災発生時には、別途定める消防計画に沿って行動するとともに、下記の防火管理体制を整えます。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行ないます。

防火管理者	四ツ谷 喜美子
消防設備	自動火災報知機・非常通報装置・ガス漏れ検知器・非常用照明 避難誘導灯・消火器・スプリンクラー

13. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 「みつば」の利用登録中は、他の介護保険サービスを利用することができません。ただし、福祉用具レンタル等の一部サービスは併用しての利用が可能です。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。

- 所持金は自己の責任で管理するか、事務室までお預けください。
 なお、不必要な金銭は持ち込まないでください。
 万一、自己管理上で盗難等が発生した場合、当事業所では責任を負いかねます。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 4. 第三者による評価

第三者機関の評価なし

運営推進会議において、会議の構成員による第三者によって評価が行われる。

(1) 開示方法

評価結果の公表方法	・施設内にて観覧可能
-----------	------------

当事業者（乙）は、甲1に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、

甲1（利用者） _____

甲2（利用者の家族） _____

に対して、重要事項説明書に基づき、小規模多機能型居宅介護サービスの内容及び、重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

（乙）小規模多機能型居宅介護サービス事業者

事業所所在地 茨城県稲敷市光葉1-1-22
事業者（法人）名 社会福祉法人 河内厚生会
施設名 小規模多機能型ホーム みつば

説明者職氏名 _____ ㊞

私（甲）は重要事項説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

私（甲）は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意いたします。

令和 年 月 日

（甲1）利用者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

（甲2）利用者の家族

住所 _____

氏名 _____ ㊞

（甲3）連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ ㊞

